富良野市立布礼別小学校『いじめ ZERO 運動基本方針』

令和４年４月改訂

はじめに

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる。いじめは、いじめを受けた子どもがその心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるという認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることのできる、いじめのない、いじめを決して許さない学校をつくるために、「富良野市立布礼別小学校『いじめ ZERO 運動基本方針』を策定した。

本校の基本方針は、平成 26 年 10 月 1 日より施行した「富良野市いじめ ZERO 推進条例」のもと制定された「富良野市いじめ ZERO（ゼロ）推進基本方針」に基づき制定する。

１　いじめとは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童が、本校に在籍している他の児童に対して行う心理的、または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものとする。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童の生命及び人権を守るという立場に立って、事実関係を確かめ、適切に対応にあたる。

２　「いじめ」の未然防止、早期発見、早期対応のために

（１）　「いじめ」の未然防止のために

日常的に学級や集団の中で「いじめ」の問題について触れるなど、すべての子どもに対して継続的な働きかけを行う。

＜校長・教頭は＞

○　全校集会などで、校長が日常的に「いじめ」の問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

○　学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験的活動などの推進等に計画的に取り組む。

○　児童が自己有用感を得られる場面や困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を積極的に設けるよう教職員に働きかける。

○　「いじめ」の問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。
（例えば、児童会による「いじめ ZERO 運動」宣言や相談箱の設置など）

＜生徒指導担当教員は＞

○　いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

○　日頃から関係機関等と情報交換や連携に取り組む。

＜養護教諭は＞

○　学校保健委員会等や、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

＜学級担任は＞

○　常に子どもの心に寄り添い、ほめることを大切にした子ども満足経営に努める。

○　学級の中で、一人一人が大切にされ、所属感や自己有用感のもてる学級経営に努める。
○　道徳の時間を充実させ、思いやりの心や友情、生命の尊さについて考えさせる。
○　日常的に「いじめ」の問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
○　子ども同士が触れあい、互いの理解を深める場や活動を設定する。
○　一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。
○　はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も「いじめ」を肯定していることを理解させ、「いじめ」の傍観者から「いじめ」を抑止する仲介者への転換を促す。
○　教職員の不適切な言動が児童を傷つけたり、他の児童による「いじめ」を助長したりしないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

（２）　「いじめ」の早期発見のために

定期的な調査（アンケート）や、ささいな兆候（ふざけに見えるような“気になる行為”等）にもアンテナを高く保つ。

＜校長・教頭は＞

○　児童及びその保護者、教職員が「いじめ」に関する相談を行うことができる体制を整備する。
○　学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

＜生徒指導担当教員は＞

○　定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
○　保健室やスクールカウンセラー等による教育相談の利用、電話相談窓口について児童や保護者に周知する。
○　休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。
○　日頃から各種研修会に積極的に参加して、情報交流や連携に取り組む。

＜養護教諭は＞

○　保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。
○　全校児童の心身に目を配り、職員間で連携を取り合って担任を支援する。必要に応じて保護者の相談に応じる。

＜学級担任は＞

○　日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
○　休み時間・放課後の児童との遊びや雑談、日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
○　個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
○　道徳の時間を充実させて「豊かな心」を育て、日常的に児童がお互いの個性を認め、仲間意識を高められるような学級指導や学級経営に努める。
○　児童一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりや、指導力の向上に努めるなど、学習指導の充実を図る。

（３）　「いじめ」の早期対応・解決のために

「いじめ」かな？と疑われる情報があれば、すぐに校長、教頭、生徒指導担当者に連絡

し、「いじめ防止対策委員会」を中心に、組織的に対応する。関係機関と連携する。

＜いじめられている子には＞

○　いじめられている子の訴えに対して言い聞かせるのではなく、つらさや悔しさを十分に受け止める傾聴の姿勢で臨む。

○　具体的な支援内容を示し、教師は絶対的な見方であるという安心感をもたせる。

○　友人との人間関係の構築や心理的なケアを十分に行う。

＜いじめている子には＞

○　いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。受容的態度で、不満・不安等の訴えを十分に聴く。

○　いじめられている子のつらさに気づかせ、いじめは絶対にいけないことの指導をする。

○　その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導する。心理的なケアを行う。

＜いじめられていた子の保護者には＞

○　いじめの事実を正確に伝え、学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。

○　具体的な取組内容等をきちんと伝えて理解を得ながら、信頼関係を構築する。

＜いじめていた子の保護者には＞

○　いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

＜学級には＞

○　教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

○ 具体的事実に基づいて話し合う。いじめられた子どもに共感させ、いじめた子どもも学級集団に情緒的に取り込むようにする。

○「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。

３　校内体制について　　「いじめ防止対策委員会」

（１）　構　成

校長　教頭　生徒指導部　該当担任　　※必要に応じて全教職員で当たる。

（２）　業務内容

○　本校における「いじめ」の未然防止、早期発見、早期対応・解決等、「いじめ」問題の防止や対応に向けた取組

・　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・改善などの中核としての役割

・　「いじめ」の相談・通報の窓口としての役割

・　「いじめ」の疑いに関わる情報や児童の問題行動に関わる情報の収集と記録、保管を行う役割

・　「いじめ」に関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者・関係機関との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

（３）　設置者への報告

学校が「いじめ」の通報を受けた場合は、事実の有無の確認を行うとともに、事実があったとしてもなかったとしても、その事実確認の結果を設置者に報告する。

＝＝　資料：「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号）　＝＝

抜粋

（いじめの禁止）

第四条　児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第五条　国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第七条　学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

２　学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

３　学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

（学校の設置者による措置）

第二十四条　学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

「いじめ防止対策推進法」を踏まえた富良野市の対応

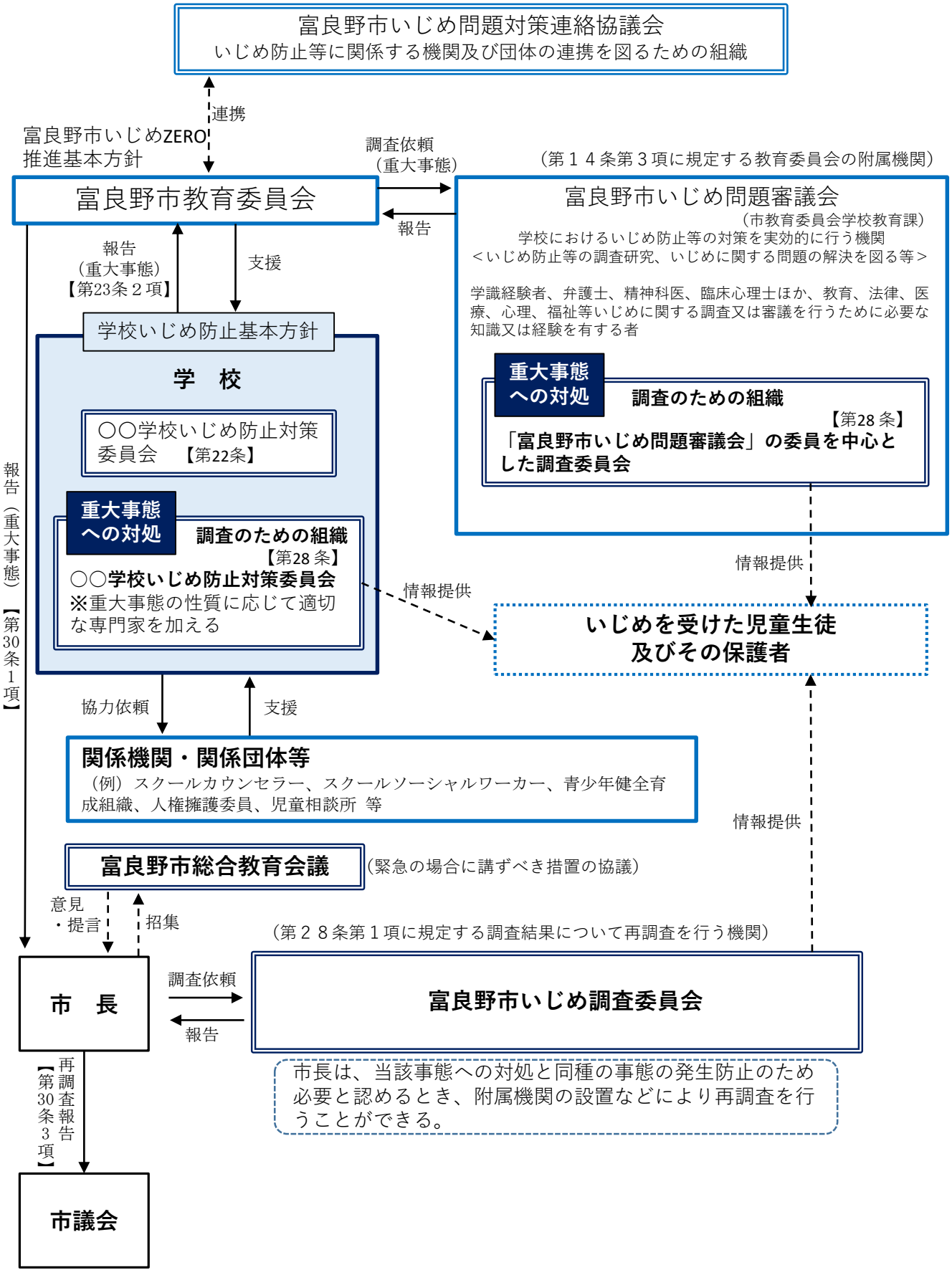

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

○　第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
○　いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

重大事態の発生

○　**教育委員会に重大事態の発生を報告（※ 教育委員会から市長に報告）**
ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

●　学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●　調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●　いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●　調査結果を教育委員会に報告（※教育委員会から市長に報告）

※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●　調査結果を踏まえた必要な措置

教育委員会が調査主体の場合

●　教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力